

# 照明設備 L E D 化更新事業 提案募集要項

流山市

## 目次

共通事項	3
1. 募集の趣旨	3
2. 応募要件	3
2.1. 応募者の資格要件	3
2.2. 応募者の役割	3
2.3. 応募者の資格	4
2.4. 応募者の制限	4
2.5. 応募に関する留意事項	5
募集スケジュール	6
3. 募集スケジュール	6
4. 詳細	6
4.1. 募集要項の交付	6
4.2. 質問受付期間	6
4.3. 質問回答期限	6
4.4. 参加意思表明書の提出	6
4.5. 資格確認結果の通知	7
4.6. 企画提案書の提出	7
4.7. 提案条件	7
4.8. 企画提案書内容・作成要領	7
4.9. 流山市照明設備LED化更新事業提案審査委員会	7
4.10. 優先交渉権者の決定・結果通知	8
5. 事業者決定後のスケジュール	8
5.1. 詳細現地調査・省エネ設計（LED化照明選定調査）	8
5.2. 削減効果額及び、LED化対象照明リストの提出	9
5.3. 確定見積書の提出	9
5.4. 協定	9
5.5. 工事期間	9
5.6. 契約	9
5.7. サービス開始	9

光源（LED）仕様及び工事に関する特記事項	10
6. 全般	10
6.1. 提案金額総額	10
6.2. 契約期間	10
7. 業務範囲	10
7.1. 本設備の維持管理、保証（無償修繕等）	10
7.2. 契約終了後の本設備所有権の帰属	10
7.3. 市内事業者の活用	10
7.4. 提案に際しての注意事項	11
8. 器具仕様	11
8.1. 全施設共通	11
8.2. 建築施設照明器具共通	12
8.3. 道路灯照明器具共通	12
8.4. 公園灯照明器具共通	13
9. 調査仕様	13
9.1. 建築施設照明設備に関する現地調査	13
9.2. 道路灯における現地調査	13
9.3. 公園灯における現地調査	13
10. 工事仕様	14
10.1. 全工事共通	14
10.2. 建築工事共通	14
10.3. 道路灯・公園灯工事共通	15
10.4. 灯柱工事共通	15
予想されるリスク分担表	16
事務局	18

### 1. 募集の趣旨

本市では、公共施設を財産と捉え戦略的な施設経営を行うファシリティマネジメント（以下「FM」という。）を推進し、公共施設の品質・財務・供給の質の向上を図っている。

流山市内の一部施設に設置されている照明設備（蛍光管・蛍光器具）は、施設建設時に設置されたものであり、設置から相当期間が経過し経年劣化による今後の維持管理が課題となっている。

また、経済産業省から平成30年7月に掲載された「第5次エネルギー基本計画」において「LED照明・有機EL照明については、2020年までにフローで100%、2030年までにストックで100%の普及を目指す」と明記されており、照明業界各社において、蛍光灯・水銀灯等の製造終了が予定されている。

このことから現在、蛍光灯・水銀灯等を利用している公共施設・道路照明・公園灯については、LED照明へ更新する必要があることから、LED化工事、保守・維持管理に係る一連の提案をプロポーザル方式で実施するものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った事業者（以下「優先交渉権者」という。）は、市と詳細協議を行い、合意に至った場合、契約を締結する。

なお、本事業は、解除条件付きの募集であり、本事業が実施できなくなった場合には、本件は提案を募集したことに留まり事業化されないこととなる。

### 2. 応募要件

#### 2.1. 応募者の資格要件

- A) 応募者は、本事業を行う能力を有し、かつ、法人格を有する単体企業又はグループ（それぞれが法人格を有する複数の企業の合同）とする。
- B) グループで応募する場合は、事業役割を担い、契約者となる代表者を1者選定する。
- C) なお、各構成員は、他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって当市との協議により市が認めたときは、この限りでない。
- D) 参加意思表明時、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- E) 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行う。

#### 2.2. 応募者の役割

- A) 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。
  - ① 事業役割：市との契約締結時の諸手続きを行い、事業遂行の全ての責任を負う。
  - ② 施工役割：施工に関する業務を全て実施する。
  - ③ 調査設計役割：詳細調査、省エネ詳細設計に関する業務を実施する。
  - ④ 道路灯調査役割：道路灯の調査業務等を実施する。
  - ⑤ 公園灯調査役割：公園灯の調査業務等を実施する。
  - ⑥ 機器納入役割：使用するLED機器の製造・供給を実施する。
  - ⑦ その他役割：上記以外の業務を各々実施する。

- B) 事業役割が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書（任意様式）を別途市に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全体が、市に対し連帯責任を負う旨を占める条項を含むこと。また、事業役割の構成企業のうち1者を代表者として市との対応窓口とし、契約等諸手続きを行うものとする。

### 2.3. 応募者の資格

---

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

- A) 応募者は、参加意思表明書及び資格確認書類により、本要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- B) 応募者は、事業運営、維持管理など、円滑に行うため迅速に対応できる者であること。
- C) 事業役割を担う構成員は、官公庁とLED導入事業の契約実績を有していること。
- D) 事業役割を担う構成員は、経常利益が直近3か年連続で赤字がないこと。
- E) 施工役割を担う構成員は、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（参加意思表明書提出日において審査基準日から1年7か月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けている者であること。
- F) 施工役割の下請業者又は協力事業者の選定に当たっては、可能な限りLED照明更新工事の実績のある流山市入札参加資格者名簿に登録されている市内事業者で、かつ社会保険等（健康保険、厚生年金、労働保険）に加入している業者を優先するなど、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- G) 事業役割以外の各役割は複数社による構成でも構わない。また、一社が複数の役割を兼任しても構わない。

### 2.4. 応募者の制限

---

- A) 本募集要項公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができないものとする。
- B) 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、又は流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者。
- C) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- D) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又は本事業の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
- E) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- F) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。
- G) 破産者で、復権を得ない者。
- H) 民事再生法（平成14年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- I) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による構成手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申し立て

を含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。)をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の承認の決定(旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画承認の決定を含む。)があった場合においては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

- J) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- K) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- L) 法人税、事業税、並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。
- M) 本募集要項の配布日から企画提案書提出までの期間に流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている者。
- N) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。

## 2.5. 応募に関する留意事項

---

- A) 応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- B) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。本市は、提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、応募者が事業者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとする。
- C) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は応募者が負うものとする。
- D) 応募者は一つの提案しか行うことができない。
- E) 応募者の構成員は他の応募者の構成員となることができない。
- F) 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事業が生じた場合であって市との協議により市が認めた時は、この限りでない。
- G) 提案書の提出後は、加筆、修正及び差し替えは認めない。なお、本提出書類について、後日参考資料を求めることがある。ただし、やむを得ない事業が生じた場合であって市との協議により市が認めた時は、この限りでない。
- H) 参加意思表明書又は企画提案書に虚偽の記載があったと認められる場合、若しくは重要な事実について記載しなかった場合は、当該提案書等は無効とする。
- I) 市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- J) 提出書類の提出期限を遵守すること。遅延した場合は受理しない。

## 募集スケジュール

### 3. 募集スケジュール

	内容	日時
1	募集要項の交付	令和4年4月26日
2	質問受付期間	令和4年4月26日から5月13日17時00分
3	質問回答期限	令和4年5月24日
4	参加意思表明書の提出	令和4年5月24日から5月27日17時00分
5	資格確認結果の通知	令和4年5月末予定
6	企画提案書の提出	令和4年6月1日から6月10日17時00分
7	LED化更新事業提案審査委員会	令和4年6月28日
8	優先交渉権者決定	令和4年6月下旬

### 4. 詳細

#### 4.1. 募集要項の交付

- A) 日時：令和4年4月26日
- B) 市ホームページ上に募集要項の交付を行う。

#### 4.2. 質問受付期間

- A) 期間：令和4年4月26日から5月13日17時00分
- B) 質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにした上で、指定書式により事務局に持参、郵送、又は電子メールにより提出するものとする。郵送、電子メールの場合は、必ず事務局へ到着確認するものとし、電話、口頭による質問は受け付けない。

#### 4.3. 質問回答期限

- A) 日時：令和4年5月24日
- B) 回答は、本市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。
- C) 質問の回答は、募集要項を補足するものとなることから、質問がない事業者についても必ず回答に目を通すこと。

#### 4.4. 参加意思表明書の提出

- A) 期間：令和4年5月24日から5月27日17時00分
- B) 本事業への参加を希望する場合は、上記期間内に関係書類を添付して指定様式による参加意思表明書を提出するものとする。提出の方法は、郵送または、事務局へ持参。
- C) 参加意思表明書は、正本1部の提出で足り、A4フラットファイルで提出すること。提出方法は、郵送または事務局へ持参。
- D) 参加意思表明書については、関係書類の補正を求める可能性があることから余裕をもって提出すること。

関係書類（①～④は事業役割のみで可）

- ① 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの。）
- ② 商業登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの。）
- ③ 納税証明書（その3の3）
- ④ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）
- ⑤ 応募者の資格（C）、D）、E）、F）、I）、J）、K）について、該当する役割の事業者が、資格を満足することを証明する資料

#### 4.5. 資格確認結果の通知

---

- A) 日時：令和4年5月末予定
- B) 通知は、文書（電子メール）にて本市から応募者（事業役割）に通知する。
- C) 通知後に提案を辞退する場合は、任意の様式にて辞退届を提出すること。辞退届は令和4年6月10日までに事務局（市役所財産活用課）に郵送または持参で提出するものとする

#### 4.6. 企画提案書の提出

---

- A) 期間：令和4年6月1日から6月10日17時00分
- B) 事業者は、企画提案書を作成し指定日時までに事務局（市役所財産活用課）に持参で提出するものとする。（正本1部・副本9部）
- C) なお、企画提案書は、A4フラットファイルで提出すること。

#### 4.7. 提案条件

---

特記仕様書及び企画提案書内記載の条件を参照すること。

#### 4.8. 企画提案書内容・作成要領

---

- A) 以下の内容について、別紙企画提案書の内容に沿って作成すること。枚数等は企画提案書記載の通りとすること。
  - ① 会社概要・実績一覧
  - ② 提案手法・提案概要・業務実績体制
  - ③ 市内業者の活用
  - ④ 業務フロー及びスケジュール
  - ⑤ 使用器具に関する提案
  - ⑥ 維持管理に関する提案
  - ⑦ 処分方法
  - ⑧ +アルファの提案
  - ⑨ 提案金額・各施設内訳・事業効果
- B) 作成要領
  - ① 使用言語が日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。
  - ② エネルギーに関する換算値は、CO<sub>2</sub>排出係数0.000447【t-CO<sub>2</sub>/kWh】を用いること。

#### 4.9. 流山市照明設備LED化更新事業提案審査委員会

---

- A) 日時：令和4年6月28日
- B) 場所：流山市役所庁議室
- C) 留意事項
- ① 各社（グループ）のプレゼンテーション開始時間は、令和4年6月15日までに、各社（グループ）に通知する。
  - ② プレゼンテーション25分（自己紹介等含む）、質疑応答20分の計45分で行う。
  - ③ 各社（グループ）プレゼンテーション開始10分前までに流山市役所第1庁舎3階EVホール前で受付を行う。
  - ④ 発表者は、各社（グループ）5名以内とし、また、それ以外の方が審査会場に入ることはいない。
  - ⑤ プレゼンテーション間の各社（グループ）の入れ替え時間は10分となり、速やかに準備・片付を行うこと。
  - ⑥ プレゼンテーションの時間は厳守とし、時間経過後、途中でもプレゼンテーションを打ち切る。
  - ⑦ プレゼンテーションの内容は、企画提案書の資料を使う事とする。
  - ⑧ プロジェクタを利用してプレゼンテーションを行う場合、各社、パソコン及び「CD又はDVD」でバックアップ用データ（パワーポイント）を用意すること。
  - ⑨ 点数、評価内容等に関する問い合わせについては、一切お答えできない。
  - ⑩ 応募者が1者のみの場合でも審査は実施し、得点が満点の60%以上の場合は、優秀提案とみなし、優先交渉権者に選定する。（※60%未満の場合は、1社のみの参加であっても優先交渉権者とならない。）
  - ⑪ 最優秀提案者を事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を次選交渉権者とする。
  - ⑫ 応募者が多数ある場合は、提案審査委員会において事前評価を行うため、プロポーザルに参加できない事業者が生じる可能性がある。

#### 4.10. 優先交渉権者の決定・結果通知

---

- A) 時期：令和4年6月下旬
- B) 審査結果は、文書での通知及び、ホームページで公表するものとし、異議申し立てはできない。審査結果・審査内容に関する問い合わせには一切回答できない。
- ※ 次に該当する応募者は失格とする。
- ① 期限を過ぎて提案書類が提出された場合。
  - ② 提案書類に虚偽の記載があった場合。
  - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
  - ④ 本募集要項に違反すると認められる場合。
  - ⑤ 「6.1 提案金額総額」に記載のある金額以上での提案であった場合。

### 5. 事業者決定後のスケジュール

提案の際は、必ず以下のことを加味して提案金額を算出してください。

#### 5.1. 詳細現地調査・省エネ設計（LED化照明選定調査）

---

- A) 時期：令和4年6月下旬～9月初旬

- B) 公募時に提供する「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表」は、施設の現況と一致する内容ではないことから、必ず詳細現地調査を実施すること。高所作業等の仮設についても、同様に詳細現地調査を実施すること。高所作業等の仮設についても、同様に詳細現地調査を実施すること。
- C) 詳細現地調査後に公募時の提供資料と留意する違いがあった場合や、仮設等が追加となる場合市と協議を行うこと。
- D) 詳細現地調査後、優先交渉権者は、建て替え工事を行う道路照明柱30本及び、公園照明柱97本の単価をそれぞれ明確にすること。
- E) 道路灯・公園灯の現地調査において、照度の増加が近隣住民に影響を及ぼす可能性のある場所については、交換前に事前に市と調整すること。

## 5.2. 削減効果額及び、LED化対象照明リストの提出

---

- A) 時期：令和4年9月中旬
- B) 詳細現地調査結果のLED化対象照明リストの提出を行うこと。なお、交換照明数の増減があった場合については、本公募における提案単価で契約額の調整を行う。

## 5.3. 確定見積書の提出

---

- A) 時期：令和4年9月中旬
- B) 最終的な見積書の提出を行う。また、その際、本事業における光熱費及び消耗品費等の歳出の削減額についても市との協議により確定し、提案すること。なお、本事業は、光熱費及び消耗品費等の削減分を原資にLED化を図る事業であることから、この時点においても契約額が削減額を上回ってはならない。

## 5.4. 協定

---

- A) 時期：令和4年9月
- B) 工事に向けた協定の締結を行うもの。

## 5.5. 工事期間

---

- A) 時期：令和4年10月～令和5年3月

## 5.6. 契約

---

- A) 時期：令和5年3月予定

## 5.7. サービス開始

---

- A) 令和5年4月
- B) 令和4年度の工事期間における費用は発生しないものとする。
- C) 工期は、社会情勢等急激な変化がない限り、基本延ばすことができない。

## 光源（LED）仕様及び工事に関する特記事項

### 6. 全般

#### 6.1. 提案金額総額

---

（税込）568,000,000円以下

#### 6.2. 契約期間

---

10年

### 7. 業務範囲

業務の範囲は、次のとおりとする。

#### 7.1. 本設備の維持管理、保証（無償修繕等）

---

- A) 照明器具に関する市からの連絡に対して対象器具の特定が行えるよう設置箇所図作成等による管理体制を整備すること。
- B) 市からの連絡受付体制を整備すること。なお、連絡を受けた時は、3日以内（土日祝日及び閉庁日を除く）に状況を確認し、その結果修繕等が必要な場合は速やかに実施すること。
- C) 費用負担について

◆事業者が費用負担する場合

- ・ 本設備の製品として不具合による故障。
- ・ 本設備の取り付け、施工不具合による故障。
- ・ 既設照明器具を使用し、光源（LED）のみの交換も可とするが、契約期間中、光源（LED）のみ交換した器具の交換が必要となった場合、器具ごと交換すること。
- ・ 火災、盗難、水災、落雷、悪戯など、動産総合保険の摘要範囲の事業による損害。

◆当市が費用負担する場合

- ・ 対象施設での清掃・設備保守等で市又は市の依頼による作業者の責による損害。
- ・ 故意又は、過失、暴動、地震、噴火、津波、原子力など、動産総合保険の摘要範囲外による損害
- ・ 上記以外に起因する損害については市と事業者の協議によりその費用負担を決定する。
- 本設備について事業者の負担により動産総合保険に加入すること。
- 本事業の実施にあたっては、事業者の負担により履行保証保険に加入すること。
- 修繕対応の実績を定期的に報告すること。

#### 7.2. 契約終了後の本設備所有権の帰属

---

- A) 契約終了後、事業者の設置した本設備の所有権帰属については、契約に基づき履行すること。

#### 7.3. 市内事業者の活用

---

- A) 既存照明の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において、市内電気工事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。

#### 7.4. 提案に際しての注意事項

- A) 本事業は、将来的な光熱費の削減分及び消耗品の削減分を原資にLED化を実施するものである。光熱費の削減分を上回る提案をすることはできない。計算に用いる既存電気料金は「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表」に記載の金額を固定値として採用すること。
- B) LED化提案手法（ESCO・リース・レンタル等）については、本募集要項の条件を満たしたものであれば問わない。このことから場合によっては、審査委員会において、各手法混在した形で提案を受ける可能性がある。
- C) LED化可能性調査から企画提案書の提出、審査委員会のプレゼンテーションまでの提案に係る一連の経費は事業者負担とする。
- D) 光熱費の削減分を計算するに際した、電力単価は、「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表」を基に算出すること。
- E) 事業者で実施したLED化可能性調査が誤っていたことにより起因して生じた損害（例：ESCO事業の場合、エネルギー削減保証額未達になった等。）については、本市は一切責任を負わない。
- F) ESCOによる提案の場合、シェアードセイビング方式による提案とし、優先交渉権者に選定された場合には、包括的エネルギー管理計画書の提出を必須とする。
- G) ESCOにてエネルギー削減保証を伴う提案を行う場合、計算根拠となる照明点灯時間等は事業者の責において調査・設定することとし、事業者は、エネルギー削減額未達となった場合に、保証の義務を回避できるものではない。
- H) ESCO・リース・レンタルによる提案の場合、事業者は提案する省エネルギー改修（LED化）に要する費用の全額を負担し、本市は、地方自治法第214条に基づき設定した債務負担行為に基づき、本事業に必要なサービス料を契約期間に渡り毎年支払うものとする。
- I) 優先交渉権者は、省エネルギー改修に係る補助金の申請に関連する諸手続きを、本市と協議のうえ行うものとする。ただし、補助金が獲得できない場合も事業は実施する。
- J) 固定資産税は、事業者負担とすること。（リース・ESCO・レンタル等）
- K) 公募時は、別紙2の金額を固定値として使用し提案を受けるが、優先交渉権者決定後、最終的な削減金額を算出する際には、調整する。

## 8. 器具仕様

### 8.1. 全施設共通

- A) 照明器具及び光源（LED）は、未使用品（新品）であること。
- B) 光源（LED）の寿命は、40,000時間以上の製品であること。（本仕様書にて別途記載する場合はこの限りではない。）
- C) 改修前後の照度は同等以上を確保することを原則とする。（照度とは保守率を考慮した維持平均照度を示す）各所管課担当者より、改修後の照度の変更希望（明るさアップ等）があった場合は、全体交換本数の1%以内であれば無償で交換すること。
- D) 製品の製造業者は、ISO9001・ISO14001認証を取得していること。
- E) LEDチップ、LEDモジュール、LEDランプ及びその電源装置が、他社の知的財産権を侵害していないことについて説明書を提出すること。

- F) 本事業は、環境負荷低減を目的としている為、既設照明器具本体の再利用が可能な光源（LED）を選定すること。（スクエアライト、ダウンライト、高天井器具、投光器、防爆器具は除く）
- G) 基本既設照明器具を使用し、光源（LED）のみの交換も可とするが、10年の契約期間のうちは、既設器具も保証対象とすること。（つまり、全て器具ごとの交換も可能）

## 8.2. 建築施設照明器具共通

- A) 使用する器具類は、J I L 5 0 0 4「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」に登録された器種を持つ国内メーカーの製品とする。（公共施設用照明器具に器種設定のない種類のLED照明についても、同様にJ I L 5 0 0 4「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」に登録された器種を持つ国内メーカーの製品とすること。）
- B) 事務室の照明は、昼白色系（色温度5,000K）を基本とし、その他は、既設照明器具と同様の色温度とする。
- C) 演色性：Ra83以上とする。
- D) 既設照明器具が非常灯兼用器具の場合は、更新後も非常灯機能を保持すること。（電池内蔵、電源別置の種別は既設と同様とすること。）安定器をバイパスし、LED直管ランプを設置した場合は、既存照明器具が非常灯としての認定から外れる為、専用型非常灯を付近に新規設置すること。
- E) ESCO、リース及びレンタル等の導入による場合は、契約種別を判別できるようにラベルを付すこと。（記載内容について、別途協議とする。）
- F) 使用する光源（LED）については、別紙「建築施設LED照明器具に係る仕様書」を準拠すること。

## 8.3. 道路灯照明器具共通

- A) 仕様については、別紙「道路灯LED照明器具に係る仕様書」を準拠すること。
- B) 照明器具の選定については、既設照明灯の照度も踏まえ「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）平成27年3月国土交通省」に準拠し、現場の道路状況に即した照明器具（連続照明、交差点照明等）の選定を行うこと。なお、の想定台数は以下の通りとする。

### 道路照明灯想定

・水銀400W相当	39基
・水銀300W相当	137基
・水銀250W相当	101基
・水銀200W相当	101基
・水銀100W相当	39基
・高圧ナトリウム360W相当	136基
・高圧ナトリウム270W相当	101基
・高圧ナトリウム220W相当	101基
・高圧ナトリウム110W相当	39基

### 防犯灯相当

- ・高圧ナトリウム70W相当 108基
- ・高圧ナトリウム40W相当 77基
- ・蛍光灯FHP32W相当 48基
- ・蛍光灯FL20W×2相当 48基(96本)
- ・蛍光灯FL20W相当 554基
- ・LED灯 10VAタイプ 14基

- C) 交換対象は照明器具本体(ランプ共)、自動点滅器、照明ポール内配線及び付属品とする。なお、材料品は全て未使用品(新品)であること。
- D) 製品に型式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。
- E) 自動点滅器(電子式)は、JIS C 8369の2形とする。
- F) 照明器具等は、調達前に機器図面等を提出し、所管課の承諾を得ること。
- G) 既存照明器具に遮光機能(遮光版、ルーバー等)が付属されている場合は、同等の機能を有するものを設置すること。なお、遮光機能付きの照明器具の想定台数は以下のとおりとする。
  - ・道路照明灯 100基

#### 8.4. 公園灯照明器具共通

---

- A) 交換対象は照明器具本体(ランプ共)、自動点滅器、照明ポール内配線及び付属品とする。
- B) 「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表」に示す要求性能を満足するLED機器を選定すること。
- C) 入力電圧は100~200V(±6%)に対応できること。
- D) LEDモジュール用電源装置は器具内蔵、ポール内収納のどちらも可とする。
- E) 製品に型式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。
- H) 既存照明器具に遮光機能(遮光板、ルーバー等)が付属されている場合は、同等の機能を有すること。なお、遮光機能付きの照明器具の想定台数は以下のとおりとする。
  - ・公園照明灯 5基
- F) 器具本体毎の交換を原則とするが、汎用品への交換ができない場合は、既設照明器具本体を再利用し、HID代替LEDランプへ交換するものとする。
- G) 自動点滅器(電子式)はJIS C 8369の2形とする。
- H) 風速40m/secに耐えうる構造とすること。

## 9. 調査仕様

### 9.1. 建築施設照明設備に関する現地調査

---

- A) 調査に当たっては、所管課と日程調整を行い実施すること。

### 9.2. 道路灯における現地調査

---

- A) 仕様については、別紙「道路照明灯調査業務に係る仕様書」を準拠すること。

### 9.3. 公園灯における現地調査

---

- A) 調査項目は、設置場所、管理番号、の種類、形式、基礎形式、照明柱種別（単独柱、共架柱等）、消費電力、電柱番号、お客様番号を確認すると共に、公園照明灯の状況が確認できるような写真を撮影（遠影及び近影）する。
- B) 調査時において、劣化・傾き等により倒壊の恐れがある照明柱を発見した場合は、所管課に劣化の状況を報告する。なお、劣化度の判定基準については、所管課と協議の上決定する。
- C) 現地調査をもとに、既存資料更新及び台帳作成を行うものとする。

## 10. 工事仕様

### 10.1. 全工事共通

- A) 関係諸法規を遵守しつつ、本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定及び施工・施工管理の実施。
- B) 関係諸法規を遵守しつつ業務への支障や利用者への不便が生じないよう十分配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理の実施。
- C) 関係諸法規を遵守しつつ、作業の安全に十分配慮した施工及び施工管理を実施すること。
- D) 作業着手前に現地調査を十分に行った上で作業を実施するものとする。
- E) 灯具設置に際して発生する軽微な工事、補修等については、所管課と協議の上、事業者の負担で責任をもって行うこと。
- F) 灯具設置の作業前後に照明器具の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認するものとする。
- G) 既存諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工管理を実施すること。
- H) 撤去した設備（蛍光灯、器具本体など）については、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法について報告すること。
- I) 道路使用許可申請等、作業に必要な各種手続きについては、事業者の責任で行うこと。
- J) 作業時の安全管理については、事業者の責任で行うこと。なお、作業が起因して第三者に損害を生じさせた場合は、速やかに所管課に報告し、その損害を事業者が負担すること。
- K) 作業時に苦情・トラブル等があった場合には、速やかに所管課に報告した上で対応すること。その際、作業に起因する修理、修繕等は誠意をもって対応すること。
- L) 設置作業が完了した際には、所管課と立会の上、出来形確認を行うこと。また、完了確認については、書面をもって報告し、完成図書（完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を提出すること。
- M) ここに記載のない事項で疑義が生じた場合は、所管課と協議すること。
- N) 撤去した設備（蛍光灯、器具本体など）については、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法について報告すること。

### 10.2. 建築工事共通

- A) LED直管ランプを設置する箇所は、既設照明器具の配線変更を行うこと。LED照明器具の施工に係る時間、施設利用者等の安全対策については、当市の各施設所管課担当者との協議により決定すること。
- B) 設置工事にあたっての安全管理については、事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。

### 10.3. 道路灯・公園灯工事共通

---

- A) 灯具設置に際しては、作業着手前に施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画等）について別途所管課と協議すること。
- B) 作業にあたっては、電気工作物に係ることであることから、電気工事士法により定められている資格を有する者にて実施するものとする。
- C) ポール内配線及び自動点滅器の更新も併せて行うこと。
- D) 照明灯ごとに管理プレートを設置すること。なお、管理プレートは紫外線や錆等に耐性があり、刻字についても劣化せず、文字認識が容易であるものとする。
- E) 照明器具の接地は、既設の接地線若しくは照明ポールに適切に接続するものとする。
- F) 灯具設置の作業前後に照度測定（全数夜間）を実施し、所管課に報告すること。
- G) 取り外した照明器具等については、関係法令に基づき事業者の負担で責任をもって処分すること。
- H) 作業にあたっては、作業内容について周辺住民に、十分に説明し理解と協力を得ること。
- I) LED照明器具への交換が完了した箇所から、順次、電気事業者に電気契約内容の変更申請を行うこと。併せて電気契約名義を所管課の指定する名義に変更すること。

### 10.4. 灯柱工事共通

---

- A) 道路照明柱30基（最大）、公園照明柱97基（最大）の照明柱の建替を行うこと。
- B) ポール仕様は以下の通りとすること。
  - ① 道路照明柱：10m直線テーパーポール、埋込式、溶融亜鉛めっき後指定色塗装
  - ② 公園照明柱：4.75m段付ポール、ベースプレート式、耐候性鋼管、錆安定化処理加工
- C) 道路灯・公園灯の建替工事に際しては、作業着手前に施工計画（仕様、工程表、作業体制、安全管理計画等）について別途所管課と協議すること。なお、道路照明灯の構造については「参考図面」を参考とすること。
- D) 工事着手前に現地調査を十分に行った上で作業を実施するものとする。
- E) 工事にあたっては、電気工作物に係ることであることから、電気工事士法により定められている資格を有する者にて実施するものとする。
- F) 取り外したポール等の構造物については、関係法令に基づき事業者の負担で責任をもって処分すること。
- G) 道路使用許可申請等、工事に必要な各種手続きについては、事業者の責任で行うこと。
- H) 工事の着工前に自治会長（周辺自治会長等を含む）及び関係住民に工事の内容について、十分に説明し理解と協力を得ることは勿論であるが、工事中についても常時、関係住民に工事の状況及び工程について周知すること。また、工事完成の際にも必ず関係住民に報告すること。
- I) 施工時の安全管理については、事業者の責任で行うこと。なお、工事が起因して第三者に損害を生じさせた場合は、速やかに所管課に報告し、その損害を事業者が負担すること。
- J) 施工時に苦情・トラブル等があった場合には、速やかに所管課に報告した上で対応すること。その際、工事に起因する修理、修繕等は指示が無くとも誠意をもって対応すること。
- K) 建替工事が完了した際には、所管課と立会の上、出来形確認を行うこと。また、完了確認については、書面をもって報告し、完成図書（完成図、写真等）を提出すること。
- L) ここに記載のない事項で疑義が生じた場合は、所管課と協議すること。

予想されるリスク分担表

以下のとおり

	リスクの種類	リスクの内容	負担	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤り	○	
	企画提案書の誤り	企画提案書の内容が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	事業の中止・延期	当市の指示		○
設備導入に必要な許可等の遅延によるもの				○
事業者の事業放棄・破綻によるもの				○
計画・設計業務	不可抗力	天災等による設計変更・中止・遅延	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計書に影響あり）	○	○
	設計変更	当市の指示・判断によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
資金調達	必要な資金の確保に関すること	○	○	
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・遅延	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ（工事費に影響あり）	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	当市の指示・判断によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・完成	当市の責めによる工事遅延・未完工による引き渡し遅延	○	
		事業者の責めによる工事遅延・未完工による引き渡し遅延		○
	工事費増大	当市の指示、承認による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
性能	要求仕様不適合		○	
一般的改善	引渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
	引渡し前に工事に起因して施設に生じた損害		○	

支払	金利	期中金利の変更		○
	維持管理関係	設計変更	当市の責めによる事業内容の変更	○
事業者が必要と考える計画変更				○
利用者等に及ぼした損害賠償		設備に起因して生じた利用者への損害に対する賠償	○	○
維持管理費の上昇		設計変更以外の要因による維持管理費の増大		○
本設備の損傷		当市の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	○	○
		事業者の故意・過失による本設備の損傷		○
施設損傷		事業者の故意・過失又は本設備に起因する施設・整備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・整備の損傷	○	○
瑕疵担保		本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
不可抗力		火災・天災など不可抗力による本設備の損傷	○	○
本設備の不良	本設備が所定の性能を達しない場合		○	

## 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

窓口：流山市 総務部 財産活用課 ファシリティマネジメント推進室

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

電話：04-7150-6069

E-mail: [kanzai@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:kanzai@city.nagareyama.chiba.jp)

